

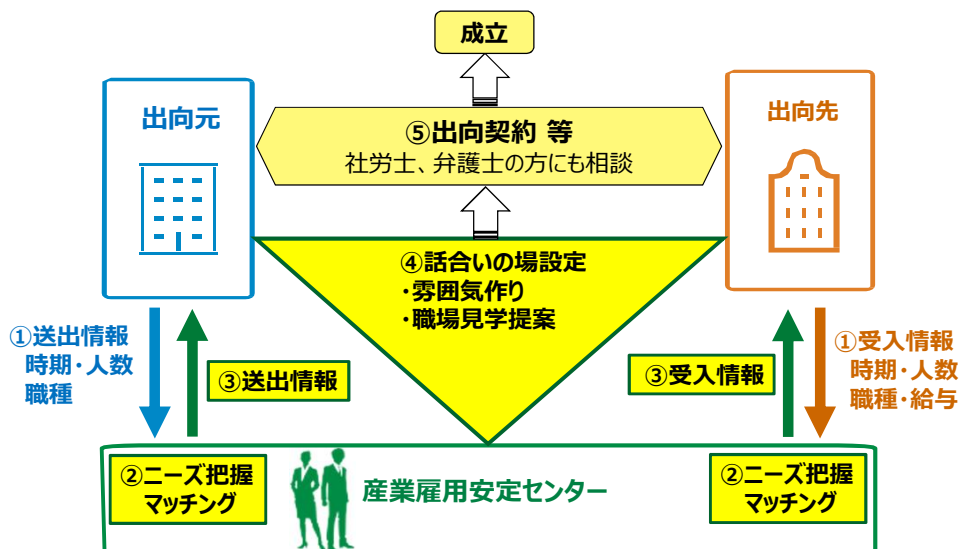
# 在籍型出向について



応援します、頑張るあなたの新職場!!



## 産業雇用安定センターの支援内容



## 「出向」とは

皆様は「出向」というとどのようなイメージをお持ちでしょうか。  
大企業の親会社から系列会社に異動するようなそんなイメージをお持ちではないでしょうか。

実は、親会社から系列会社への異動だけではなく、

- ・実態的に関係性がない企業や、
- ・異業種の企業間であっても

**出向契約**を結ぶことで出向することが可能です。

もちろん企業規模も関係ありません。

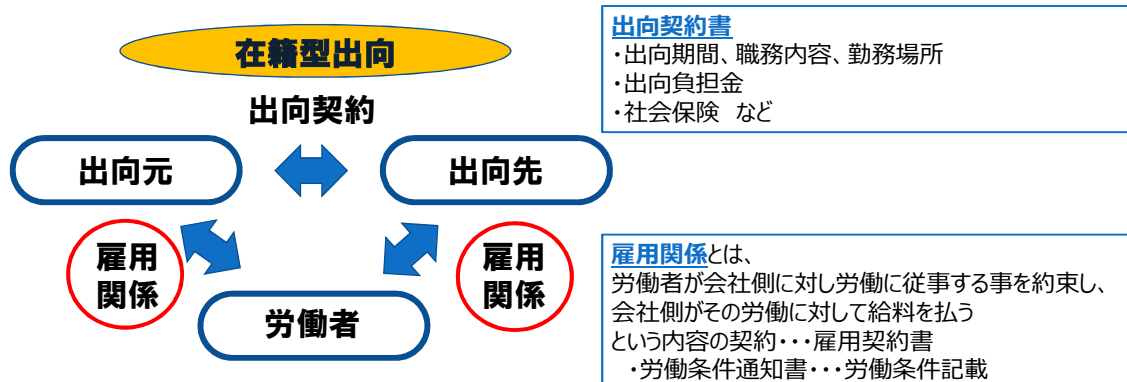
3

## 「出向」とは

労働者が出向元と何らかの関係を保ちながら、出向先との間において新たな雇用契約関係に基づき一定期間継続的に勤務する形態

**在籍型出向**：出向元と雇用契約関係維持

**移籍型出向**：出向元と雇用契約関係解消



4

## 労働者供給の回避

「在籍型出向」は、**労働者供給事業に該当？**



以下の場合 **該当せず**

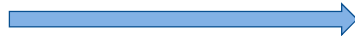
- ① **労働者を離職させるのではなく、別の会社において雇用機会を確保する場合**
- ② 経営指導、技術指導の実施として行う場合
- ③ 職業能力開発の一環として行う場合
- ④ 企業グループ内の人事交流の一環として行う場合

厚生労働省職業安定局作成「労働者派遣事業関係業務取扱要領」より

5

## 出向導入の狙い

出向元企業



出向先企業

- ・操業度が下がり、一時的に  
**雇用調整が必要**
- ・定年後も見据えたライフステージづくり
- ・他企業での就業経験による  
**従業員の能力、技能向上**  
**幹部候補社員を育成**
- ・従業員のキャリアアップ希望に応えたい

- ・事業拡大により  
**労働力が不足している**
- ・必要なキャリアを保有する人材を  
**即戦力として迎え入れたい**
- ・新規事業の企画、開発要員を募集したい
- ・技術向上のための指導、援助を受け  
**職場のレベルアップを図りたい**

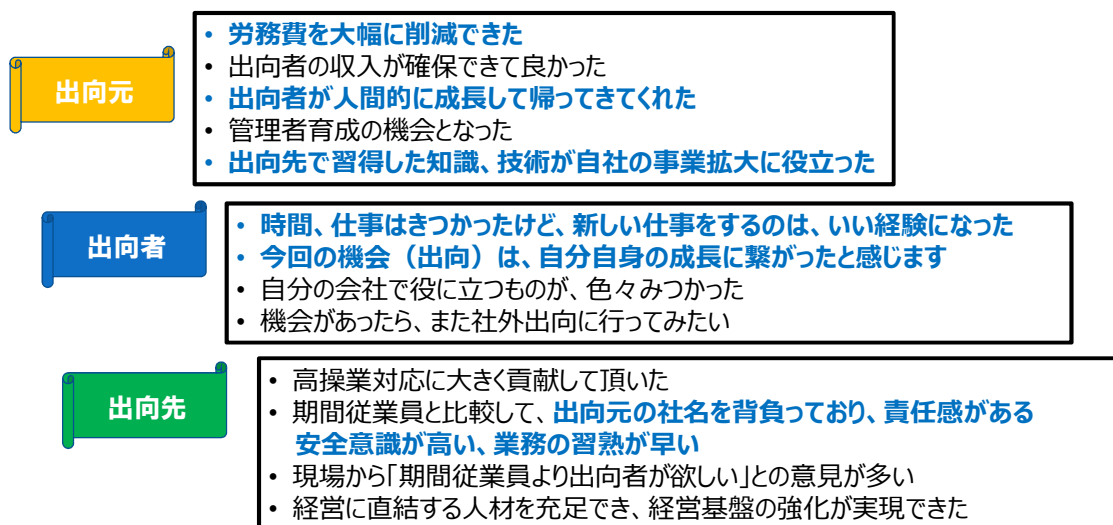
6

## 出向の主なメリット



7

## 出向に係わった方々の声



※出向後のアンケート結果より抽出

8

## 出向を命じることのできる法的根拠

- ①労働協約に定めがあること
- ②就業規則に定めがあること
- ③個別の同意があること



記載内容にもよるが、上記のいずれかがあれば出向命令は有効と解されるが、労働協約や就業規則に記載があるからと言って、個別の同意を疎かにせず、**労働者の立場に立って寄り添う**姿勢が大事である

引用：公益財団法人産業雇用安定センター資料

9

## 在籍型出向を行う際の留意点

出向の命令がその必要性、対象労働者の選定に係る事情等に照らして、その**権利を濫用**したものと認められ場合は、その命令は**無効**となります。

### 【※参考：出向命令が無効とされた裁判例】

一貫してデスクワークの仕事をしてきた労働者について、希望退職募集への応募の勧奨を断った段階で、子会社に出向させて単純作業に従事させた場合は、

当該出向は、退職勧奨を断った労働者が**自主退職することを期待**して行われたものであり、**業務上の必要性がなく**、また、**人選の合理性も認め**ることもできず、**権利の濫用**に当たり無効となる場合があるとする裁判例があります。

出典：内閣府第3回雇用対策に係る副大臣会合資料より抜粋 10

## 出向社員の賃金の支払形態

### 1. 出向元で全額支払う場合

\* 出向先から出向先計算による労務費相当額が出向元に支払われる  
場合が多い(バック・ペイ)

### 2. 出向先で全額支払う場合

### 3. 出向元と出向先の双方で支払う場合

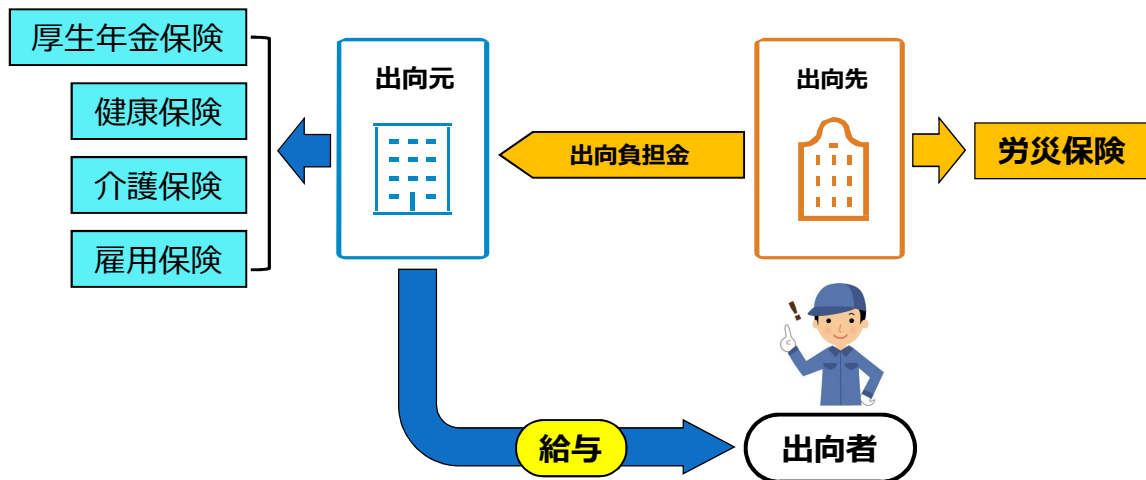
a. 出向先の賃金が低い → 出向元が差額のみを支払う場合

b. 出向先と出向元で分担して支払う場合  
(負担割合・労務費種類別)

※支払形態は、当事者間で任意に決定し、出向契約等に定める

出典：全訂人事労務管理シリーズⅢ  
配転・出向・転籍より

## 出向社員の賃金の支払形態と各種保険(通例)



## 就業規則の出向労働者への適用(一般的な考え方)

出典：全訂人事労務管理シリーズⅢ  
配転・出向・転籍より

始業・終業時刻、その他労働時間等の就業管理	労働力の利用処分に関する事項であり、 <b>指揮命令権を有する出向先の就業規則が適用される</b>
服務規律、職場秩序維持	労務の提供は出向先でなされているので、 <b>出向先の就業規則が適用される</b>
賃金	賃金は労務の対価であり、労働契約内容の柱となるものであるため、 <b>最終的な支払義務は出向元となる</b> 。実際の支払は出向元でも出向先でも、共同でもかまわない
旅費・日当	<b>出向先の業務命令による出向先のための業務経費であるため、原則として出向先の規定による</b>
懲戒	懲戒の前提となる就業管理・服務規律・職場秩序等がいずれの就業規則によるかによって適用が異なるが、労務の提供に関しては出向先の就業規則が適用される。ただし、出向先は出向労働者の解雇権限をもたないため、懲戒解雇・諭旨解雇となる場合は出向元の就業規則が適用される。
休職	休職は労務の提供を免除するものであるため、出向労働者の労働力の利用権限を有する出向先の規定が適用される。ただし、休職期間満了による退職については、出向元の規定に従う
表彰	業務に関係するものであれば出向先の就業規則によるが、永年勤続といった従業員の地位や身分に関するものは出向元の就業規則による。また、出向労働者の名誉となる行為については両方で表彰してもかまわない。
退職・解雇	従業員としての地位の喪失に関するものは、すべて出向元の規定を適用することになる
福利厚生	労災上積み補償、私傷病扶助等について、従業員としての身分に基づくものであれば出向元、就業に関連する給付金であれば出向先の就業規則によるが、いずれによるかは、出向元と出向先の両方で定めるところによる
退職金	<b>勤続年数を通算するのが一般的</b> 。出向期間中の労務提供に対応する分は、出向先が負担する場合が多い

13

## 出向開始前に行うこと 出向先

### ・労働条件明示(書面の交付で明示)

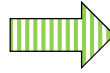
- ①労働契約の期間に関する事項
- ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項  
(期間の定めのある労働契約であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限る)
- ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ④始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- ⑤賃金(退職手当、臨時に支払われる賃金、賞与等を除く)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項  
(昇給に関する事項については書面の交付以外でも可)
- ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む)

引用：公益財団法人産業雇用安定センター資料

14

## 出向の事例(スキルアップ) 1

専門料理店



酒類製造業

目的：焼酎を学び、お客様に満足を提供

店舗が移転のため閉店、一時休業する間、従業員の 雇用維持の方策を検討

出向者は、焼酎ができるまでのプロセスや様々な焼酎の特長（味や香り）を学んだ。復帰後、自店の料理に合った焼酎の紹介や提供を行えるようになり、新たな業務に意欲を示し、顧客満足度向上に繋がった。

目的：慢性的な人材不足の解消

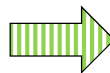
事業間の相互応援体制づくりを検討

出向元顧客に対する 自社商品認知度向上 及び 販路拡大に寄与 すると 歓迎の意を示された。

15

## 出向の事例(スキルアップ) 2

酒類製造業



農業法人

目的：酒米生産を目指して

日本酒の造り酒屋で、5か月間程度閑散期に入るため1名の出向を検討している。

将来的に酒米の生産も行いたく、若手社員に米栽培技術を学ばせたい。

出向者が機械化農業による栽培技術を修得し、酒米生産に活かせる体制を一步前進させる事が出来た。

目的：人材不足の解消

水稻、小麦、大豆を生産する農業法人で機械化を進めているが、人手不足が続いている。

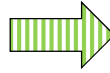
人材不足の解消、人材交流のルートづくり、社外の人材の受け入れによる職場の活性化を目的として出向を受け入れたい。

16



### 出向の事例(スキルアップ) 3

電機製造業



化学工業製造業

目的：従業員の職務範囲向上意欲の達成

発電事業が他社に移管されたため、**作業量の減少、人材過多の状況**となっていた。

出向者は電機、電子設計技術者として従事していたが、製造リーダーとして作業指導や安全スキルを身に付け、**職務範囲を広げたいと考えていた。**

復帰後、視野が拡がり高いモチベーションを持って、勤務している。

目的：プラント運転経験者の確保

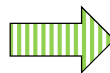
新規事業を5カ年計画で立ち上げるため、実証プラントの運転要員を探していた。

**出向者2名をリーダーとして受入れたい。**

17

### 出向の事例(スキルアップ) 4

貨物運送取扱業



貨物運送業

目的：業務委託元から学ぶ出向

業務委託元への出向を検討した結果、従業員の**品質管理業務レベル向上**と、更なる企業間の連携が強固になると判断。

出向者は**スキルアップと職務領域が広がる**と考え、出向要請に対応。

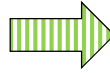
目的：業務委託先の業務レベルの強化

業務委託先の**品質管理業務強化を図る**ため、出向を受け入れたいとの意向。

18

## 出向の事例(スキルアップ) 5

造船業



建設機械製造業

目的：保有技術の向上

自動車業界への出向が多く、改善力の修得にはなるが、溶接・組立技術の向上には繋がっていなかった。

異業種でありながら、厚物溶接という同職種の技術向上が図れる。

出向者の新たな技術習得に繋がり、復帰後の業務に役に立った。

目的：即戦力人材の確保

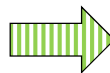
超大型重機の溶接・組立工探しに苦慮している。

増産体制に向けた即戦力人材の確保、人材交流ルートづくりを要望。

19

## 出向の事例(スキルアップ) 6

医薬品販売業



病院

目的：在宅医療への薬剤師の地域貢献

在宅医療に対応できる薬剤師を育成、将来的に在宅医療チームを運営し、地域に貢献したいと考えている。

出向者は初めての在宅医療薬剤師業務でスキルアップが出来、復帰後の薬剤師指導と在宅医療への貢献を楽しみにされており、意欲的に取り組んで頂いた。

目的：在宅医療に専門性が高い医療機関の実現

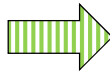
在宅医療への薬剤師参加は重要であり在宅医療専門性の高い薬剤師育成は必要と認識。

また、医師と薬剤師が連携した質の高い在宅医療へ繋がる好影響を期待し出向を受け入れ。

20

## 出向の事例(スキルアップ) 7

変電事業



電力事業

目的：新事業に向けた技術習得

電気分野の新たな事業に対し、技術習得に向けた、職務能力の拡大を希望する声があり、4名の技術者について在籍型出向を検討（スキルアップ）。将来に繋がる在籍型出向となり、新事業に向けた一歩をスタートさせることが出来た。

目的：電気・機械設備の運転と保守業務人材の募集

電力分野の人材を募集していたが、求める人材が集まらない状況であったが、技術者の在籍型出向の話がありマッチングする事が出来た。

21

## 出向の事例についてのまとめ

出向については、業務内容、勤務時間、休日、通勤、さらに出向元・出向先それぞれの思い等、いろいろなケースがありますが、一番大切なことは

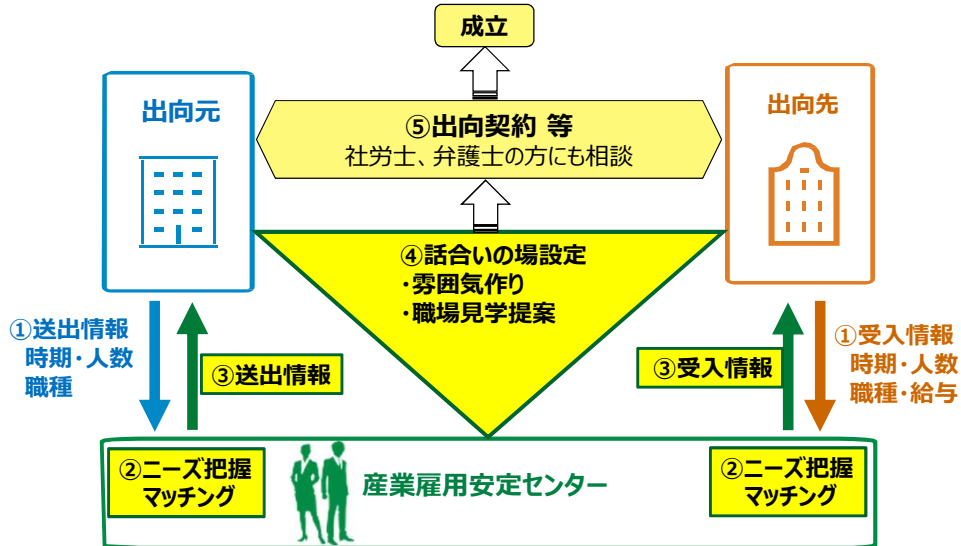
**出向者が納得して出向されること**

ではないでしょうか。

幅広い分野で考えて出向のマッチングをさせて頂きたいと思います。

22

## 産業雇用安定センターの支援内容



23

## マンガでわかる！ 在籍型出向



初めて在籍型出向の活用を検討する事業主とその従業員の方に、まずは在籍型出向の枠組みの概要や実際の事例を理解していただくために、冊子「マンガでわかる！ 在籍型出向」を配付し説明しており、センターや厚生労働省のHPでも提供しています。

「マンガでわかる！ 在籍型出向」で検索ください。



24

## 産業雇用安定センター 佐賀事務所

